「雇用就農資金」（雇用就農者育成・独立支援タイプ）
（令和８年度第３回）募集要領

一般社団法人全国農業会議所

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者（以下「法人等雇用就農者」という。）を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

本募集の「雇用就農者育成・独立支援タイプ」では、農業法人等が法人等雇用就農者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付します。

事業の対象となる法人等雇用就農者は、原則として2026年２月１日～2026年10月１日の間に正社員として50歳未満で採用され、勤務を開始し、事業開始時点で正社員としての就業期間が４ヶ月以上12ヶ月未満を経過している方です。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、2026年10月22日（木）～11月25日（水）（必着）までに応募してください。

※　農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付する「新法人設立支援タイプ」、農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」の募集も併せて実施しています。詳しくは各募集要領をご覧ください。

募集期間	採用日（勤務開始日）	助成対象期間
2026年10月22日～11月25日	2026年２月１日～ 2026年10月１日	2027年２月１日～ 2031年１月31日

Ⅰ　助成内容

１　助成額及び助成対象期間

ア　助成額

法人等雇用就農者１人当たり１ヶ月につき50,000円（年間600,000円）

※　１経営体当たりの新規採択人数は同一年度内に５人まで、かつ３人目以降は年間最大200,000円の助成額となります。

※　法人等雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）の場合は、１ヶ月につき12,500円（年間150,000円）を加算します。

イ　助成対象期間

2027年２月１日から2031年１月31日

※　事業実施期間が３ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。

※　事業実施期間中に要件を満たさなくなった場合等には、速やかに中止届を提出してください。

２　採択数の上限

・１経営体当たりの同一年度内の新規採択人数は５人までです。

・採択は予算の範囲内で行うため、要件を満たす者の数が予算を超過した場合には、審査会にて優先順位をつけて採択します。応募状況によっては、要件を満たしていても不採択になる場合がありますので、ご承知おきください。

Ⅱ　募集期間、申請先、申請書類

１　募集期間

2026 年 10 月 22 日（木）～11 月 25 日（水）

※　提出期限は、募集期間最終日の午後５時まで。郵送の場合は当日必着。

２　申請先

「雇用就農資金」ホームページ内の「応募申請フォーム」より応募申請を行ってください。

○「雇用就農資金」ホームページ（検索エンジンで「雇用就農資金」と検索してください）

【 https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/ 】

※「応募申請フォーム」では、画面の案内に沿って必要な情報の入力と必要な書類データの提出を行うことにより、応募申請をＷＥＢ上で完結できます。詳しい手順はホームページをご確認ください。

※「応募申請フォーム」からの申請が難しい場合は、必要な書類をメール又は郵送で各都道府県農業会議等（後掲の「『雇用就農資金』のお問合せ・申請先」をご覧ください）に送付してください。

なお、申請する農業法人等の所在地と就業場所が異なる場合は、就業場所が所在する都道府県農業会議等に申請してください。

３　申請書類

申請に必要な書類は、様式第１号「雇用就農資金」（雇用就農者育成・独立支援タイプ）申請書類一覧（チェックリスト）のとおりです。申請書類は、「雇用就農資金」ホームページ又は各都道府県農業会議等窓口で入手できます。

○「雇用就農資金」ホームページ

【 https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/ 】

※「応募申請フォーム」から申請する場合は、「雇用就農資金申請書（様式第２号）」（以下「事業申請書」という）及び「みどりチェック」チェックシートはフォーム上で入力、その他の必要書類はデータをフォームにアップロードすることにより、応募申請をＷＥＢ上で完結できます。

Ⅲ　事業の応募要件

雇用就農資金を実施するためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

なお、本募集要領において、「本事業」とは雇用就農資金をいい、「本事業等」とは、雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業を指します。

1　農業法人等の要件

ア　おおむね年間を通じて農業を営み、本支援終了後も継続して農業経営を行う事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること。

当該事業体のうち、「農業法人」及び「農業者」は、農業生産による農畜産物（当該農業法人及び農業者が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入のある者とする。また、「農業支援サービス事業者」は、酪農ヘルパーやコントラクター等の農業生産に必要な作業の一部をおおむね年間を通じて請け負う事業者とし、選果場や集出荷場等の単純作業のみを行う事業者は含まない。

「新規就農者を雇用して技術を習得させる機関」は、当該機関の定款、規約・設置要領等において、就農希望者に対する研修の実施について明記している機関とする。

イ　農畜産物の生産（当該農業法人等が生産した農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力等の農業生産に必要な能力を身につけさせるための実践的な研修（OJT研修）を行うことができ、かつ、経営開始資金、経営開始支援資金又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付期間中ではないこと。

ウ　法人等雇用就農者に習得させる技術を明記した研修計画を作成すること。なお、研修はおおむね年間を通じて行うこととし、作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術に係る研修の実施は必須とする。また、支援終了後に独立することを前提とした法人等雇用就農者に対しては、これに加え経営ノウハウを身に付けるための研修の実施を必須とし、独立に向けたサポートにも努めること。

エ　法人等雇用就農者に対して、ウにおいて十分な指導を行うことが出来る指導者（以下「研修指導者」という。）を置くこと。なお、必要に応じて複数の研修指導者を置くことができる。研修指導者は、当該農業法人等の役員（経営者本人を含む。以下同じ。）又は従業員であり、５年以上の農業経験を有する者、農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者（法人の場合は代表者に限る。）とする。なお、農業経験には、普及指導員やＪＡの営農指導員、農業高校・大学校の教職員として指導した経験等を含む。

オ　法人等雇用就農者との間で、正規の従業員（農業法人等の役員等は含まない。以下「正社員」という。）として期間の定めのない雇用契約を締結すること。ただし、支援終了後に独立することを前提とした法人等雇用就農者の場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。

カ　農業の「働き方改革」について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画（経営目標等を含む。）があり、公表等の方法により従業員と共有している場合はこの限りでない。

キ　従業員が６ヶ月間継続勤務し、その６ヶ月間の全労働日の８割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続年数１年ごとに、その日数に１

日（３年６ヶ月以後は２日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。

ク　以下の全ての項目について、就業規則又はこれに準ずるものに規定していること。

（ア）労働時間が６時間を超える場合には45分以上、８時間を超える場合には１時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。

（イ）毎週１日以上又は４週間を通じて４日以上の休日を確保すること。

ケ　以下の項目のいずれか２つ以上に既に取り組んでいる、又は支援開始後１年以内に新たに取り組むこと。ただし、（ウ）については、既に取り組んでいる又は支援開始後の決算期までに取り組むこと。

（ア）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に年間総労働時間（所定労働時間及び所定外労働時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること。

（イ）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定すること。

（ウ）従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。

（エ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

（オ）次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けること。

（カ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けること。

※　上記（ア）～（カ）について、定められた期限までに取り組んでいない場合は、採択取消しとなります。

コ　原則として、当該法人等雇用就農者を労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

サ　常時10人以上の従業員がいる農業法人等は、就業規則を定めていること。

シ　労働基準法等で定められた始業・終業時刻、休憩時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿を整備していること。

ス　原則として地域計画に農業を担う者として位置付けられた者又は位置付けられることが見込まれる者であること　（東日本大震災の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）及び令和６年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む）。なお、やむを得ない事情により、今後も位置付けられることが見込まれない場合は、当該農業法人等が本事業の支援対象として適当な経営体であると事業推進委員会が認めた者であること。

セ　過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業等に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、１年を経過している場合はこの限りではない。厚生労働省の各種助成金の不正受給の場合、不支給措置期間が経過したことをもって、是正され、１年を経過したと判断する。

なお、「雇用及び研修に関して法令に違反したこと」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘を受け、速やかに是正されていないこと、各種助成金（国や地方公共団体が実施するもの等）の不正受給等があることとする。

ソ　過去に要件違反等に該当したことにより、全国農業会議所に返還すべき助成金がないこと。

タ　当該法人等雇用就農者について、オで締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

チ　本事業において実施する法人等雇用就農者の就農状況等の調査について、事業期間中、事業終了直後及び事業終了１年後に報告することを確約していること。

ツ　法人等雇用就農者の雇用を理由として、本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による法人等雇用就農者等の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修の実施に対する助成などを受給していないこと。なお、本事業の支援開始後に国からの助成等を受ける場合は、本支援との重複がないか確認するため、事前に都道府県農業会議等に相談すること。

テ　農業法人等において、過去に本事業等の対象者として、本事業等による事業実施年度の５ヶ年度前から前年度までに支援対象となった法人等雇用就農者等（以下「過去に受け入れた法人等雇用就農者等」という。）の数が２人以上いる場合、事業申請時において農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の数の２分の１以上であること。ただし、法人等雇用就農者等が多様な人材である場合、又は法人等雇用就農者等の死亡若しくは天災その他やむを得ない事情によるものと全国農業会議所が認めた場合は、過去に受け入れた法人等雇用就農者等から除くことができるものとする。

ト　農業法人等の代表者等は、事業説明会を含む指導者養成研修会に出席すること（同一年度中に既に本事業の指導者養成研修会に出席している場合はこの限りではない。）。

ナ　農業法人等の代表者等は、トの指導者養成研修会の中で行われる雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーに出席すること。指導者養成研修会に出席できない場合は、国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後１年以内に修了すること。

ニ　農業法人等の代表者等は、法人等雇用就農者を説明会に出席させること。

ヌ　全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業実施状況及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、農業法人等は、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

ネ　支援期間中に、法人等雇用就農者に対して日本農業技術検定等の検定試験を受験させる、又はその他の手法により技術習得状況の確認に努めること。

ノ　農業法人等は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組むこと（「みどりチェック」チェックシート）。

２　法人等雇用就農者の要件

ア　就農意欲を有し、本事業での支援終了後も継続して就農する又は研修終了後１年以内に独立する強い意志があり、正社員（支援終了後に独立することを前提とした法人等雇用就農者の場合は従業員で可。以下同じ。）としての採用日時点で原則 50 歳未満の者であること。

就農の意志等は、事業申請書（様式第２号）の記載内容、法人等雇用就農者の履歴書等により判断する。

なお、労働時間については１週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系）であることとし、１週間の所定労働時間（年間を通じた平均。以下同じ。）は原則 35 時間以上であること。ただし、育児・介護を理由に短時間勤務を実施する場合の１週間の所定労働時間については、20 時間以上で可とする。また、法人等雇用就農者が障がい者の場合は、１週間の所定労働時間は 20 時間以上で可とする。なお、１週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると全国農業会議所が認める場合はこの限りではない。

イ　2026 年２月１日から 2026 年 10 月１日までに当該農業法人等で正社員として勤務を開始しており、支援開始日（2027 年２月１日）時点で正社員としての就業期間が４ヶ月以上 12 ヶ月未満を経過している者であること。

なお、本事業の対象となる法人等雇用就農者を、厚生労働省が実施する「トライアル雇用制度」、雇用就農資金等実施要綱別記２の「トライアル雇用就農促進事業」等を活用後、支

援開始日までに正社員（期間の定めのない雇用契約）として就業している者は、その期間を正社員としての就業期間に含めることができるものとする。

ウ　主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事する者であること。

エ　過去の農業就業期間等（農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。）及び研修受講生として農業生産に従事した期間並びに自営農業に従事した期間の合計とし、農業高校、農業大学校等における修学期間は含めない。以下同じ。）が正社員採用日時点で５年以内の者であり、就業にあたり研修実施が必要であると事業推進委員会が認めた者であること。

オ　本事業において事業期間中、事業終了直後及び事業終了１年後に実施する法人等雇用就農者の就農状況等の調査について協力することを確約していること。

カ　当該農業法人等の代表者の親族（３親等以内）でないこと。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではない。

（ア）集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第 23 条第４項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準じる組織をいう。）で、その代表者と同居していない者が採用される場合。

（イ）親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所で、その代表者と同居していない者が採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合。

キ　法人等雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

ク　過去に本事業等又は「飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱の制定について」（令和７年３月 31 日付け６畜産第 3533 号農林水産事務次官依命通知）附則第３項の規定によりなお従前の例によるものとされた第２項の規定による廃止前の国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱（令和６年３月 29 日付け５畜産第 2344 号）別表１の１の飼料生産組織の人材確保・育成支援のうち（１）人材確保・育成支援又は飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱（令和７年３月 31 日付け６畜産第 3533 号農林水産事務次官依命通知）別表の１の国産飼料増産対策事業のうち（１）飼料生産組織の人材確保・育成等支援のうち①飼料生産組織の採用活動・研修支援の対象となっていないこと。ただし、助成を受けずに事業を中止した場合若しくは取り下げた場合又は中止した理由が経営体都合であると全国農業会議所が認めた場合はこの限りではない。なお、この場合の助成対象期間は、本事業の助成対象期間から過去に当該事業の助成を受けた期間を除いた期間とする。

ケ　過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金の準備型（平成 28 年度以前の青年就農給付金の準備型を含む。）、就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業又は就農準備支援事業の交付を受けて研修していないこと。

ただし、過去に当該事業の交付を受けて研修していた農業法人等の耕種農業・畜産農業の営農類型と新たに雇用された農業法人等の営農類型が異なる場合及び道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関で当該事業の交付を受けて研修していた場合はこの限りではない。

コ　当該農業法人等において同一年度内の新規採択となる法人等雇用就農者数は、５名以内であること。ただし、新法人設立支援タイプの対象者は除く。なお、同一年度内に採択された法人等雇用就農者が次の事業申請までに助成金の交付を受けずに中止決定をした場合、５名以内の人数に含めない。

サ　全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業実施状況の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、法人等雇用就農者は、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

３　補完雇用就農者の要件

当該農業法人等において、過去に本事業又は雇用就農緊急支援資金の支援対象となった法人等雇用就農者が経営体都合で離農した場合に、新たに本事業の支援を受けるために当該離農者分にあたる新規就農者として雇用する者（以下「補完雇用就農者」という。）は、次の事項を全て満たさなければならない。

ア　当該農業法人等において初めて本事業又は雇用就農緊急支援資金の支援対象となった法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること。ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。

イ　アの採用日時点で原則50歳未満であること。

ウ　雇用保険及び労働者災害補償保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。

エ　主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事し、１週間の所定労働時間が原則35時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、１週間の所定労働時間は20時間以上で可とする。なお、１週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると全国農業会議所が認める場合はこの限りではない。

オ　アで締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

カ　過去の農業就業期間等が５年以内であること。

キ　外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

Ⅳ　採択にあたっての審査事項

提出された事業申請書等のうち全ての応募要件を満たしている申請について、事業推進委員会において、総合的に審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。そのため、応募状況によっては要件を満たしていても不採択になる可能性があります。

また、採択者の決定に係る審査の経過、結果等についてのお問合せには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

Ⅴ　審査結果の通知

申請内容を審査した上で、2027年１月下旬を目途に審査結果を応募者に通知します。

Ⅵ　注意事項

（１）助成金の交付は４年間の支援期間を全国農業会議所が定める期間に区切って行うため、期間ごとに助成金交付申請書等の書類を提出していただきます。また、原則として事業実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みのため、支援開始後に都道府県農業会議等が行う現地確認に協力していただきます。

助成金交付申請書等の書類が、全国農業会議所が定める期日までに提出されない場合、採択を取消します。本募集で採択された場合の助成金交付申請書等の提出期限等については「助成金申請スケジュール」を参照願います。

また、予算の範囲内で支払うことから、予算の執行状況に応じて、助成金を減額して支払う場合があります。

（２）本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修実施に対する助成等を受ける場合は、本事業の支援の対象となりませんので、必ず事前に都道府県農業会議等に相談して頂くとともに、事業申請書（様式第２号）の「１　農業法人等の概要」欄に事業内容等を記載してください。

（３）採択後に、申請内容等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取消します。（例：採択後、農業法人等の代表者が当該法人等雇用就農者の親族（３親等以内）であり、かつその法人等雇用就農者と同居している者に変更になった場合）

（４）採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。また、既に交付した助成金については、別途規定する加算金を賦課して返還を求めます。

① 著しく研修計画に即した研修が行われていないと認められる場合
② 著しく研修の効果が認められない場合
③ 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による場合を除く。）
④ 農林水産省及び全国農業会議所が定める要件等に違反した場合
⑤ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められた場合
⑥　農業法人等の代表者が当該法人等雇用就農者の親族（３親等以内）であり、かつその法人等雇用就農者と同居している者に変更になった場合
⑦ 当該法人等雇用就農者が研修途中で、事業実施主体の役員等に登用され、経営側の立場になった場合
⑧ 法人等雇用就農者が農業経営を開始した場合

なお、本事業に関して生じた一切の紛争の処理については、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。

（５）本事業等の適切な執行のため、申請内容及び事業実施内容について全国農業会議所が作成する雇用就農資金等管理システムに登録します。また、申請内容及び事業実施内容について必要最小限度内で地方自治体等の関係機関に提供するとともに、全国農業会議所のホームページで農業法人等名及び法人等雇用就農者氏名を公表する場合があります。

（６）本事業で採択された経営体については、全国農業会議所のホームページ（就農に関するポータルサイト）で経営体名、研修計画等を公開します。

Ⅶ　お問い合わせ・申請先

※「雇用就農資金」ＨＰにも掲載しています（ https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/ ）

組織名	〒	住　所	電話番号	メールアドレス
北海道	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761(直)	koyo@hca.or.jp
青森県	030-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580(直)	a02kaigi003@beach.ocn.ne.jp
岩手県	020-0884	盛岡市神明町7-5 パルソビル4階	019-626-8545(直)	info@iwate-ca.or.jp
宮城県	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階	022-275-9164(直)	04agri-miyagi@nca.or.jp
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-823-2785(直)	05akita001@nca.or.jp
山形県	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716(直)	nounokoyou@yca.or.jp
福島県	960-8043	福島市中町8-2 県自治会館8階	024-524-1201(直)	koyou@fnkaigi.com
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236(直)	nounokoyou@ibanou.com
栃木県	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270(直)	tochikaigi@tochikaigi.or.jp
群馬県	379-2147	前橋市亀里町1310 群馬県農協ビル	027-280-6171(直)	gn-koyou@nca.or.jp
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9　埼玉県農林会館内	048-829-3481(直)	saiagri@sai-agri.com
千葉県	260-0855	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-223-4480(直)	chibakoyou@sirius.ocn.ne.jp
東京都	151-0053	渋谷区代々木3丁目25-3　あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階	03-3370-7146(直)	tonokog@tokaigi.com
神奈川県	231-0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階	045-201-0895(直)	koyoshuno@k-nk.or.jp
山梨県	400-0034	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055-228-6811(直)	sannougi@carrot.ocn.ne.jp
岐阜県	500-8384	岐阜市薮田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527(直)	gifu-koyou@nca.or.jp
静岡県	420-0884	静岡市葵区大岩本町15-21	054-294-8321(直)	17koyou@nca.or.jp
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841(直)	koyoshuno@nougyoukaigi.or.jp
三重県	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022(代)	mieagri@juno.ocn.ne.jp
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通一番町86番地51 新潟東中通ビル4階	025-223-2186(直)	koyou@niikaigi.or.jp
富山県	930-0096	富山市舟橋北町4－19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961(代)	tominou7@movie.ocn.ne.jp
石川県	920-0362	金沢市古府1－217 農業管理センター内	076-240-0540(直)	koyou@noukai.net
福井県	910-8555	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234(直)	info@f-kaigi.jp
長野県	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177－3 JA長野県ビル11階	026-217-0291(直)	24nounokoyo-nagano@nca.or.jp
滋賀県	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439(直)	25shigakoyou@nca.or.jp
京都府	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館3階	075-417-6848(直)	koyou@agr-k.or.jp
大阪府	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701(直)	27koyou@nca.or.jp
兵庫県※1	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1222(直)	koyou@forest-hyogo.jp
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎５階	0742-27-7419(直)	nokaigi@silver.ocn.ne.jp
和歌山県	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165(直)	koyou@wnk.or.jp
鳥取県※2	680-0011	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8337(直)	tnk@t-agri.com
島根県	690-0876	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館３階	0852-22-4471(直)	webmaster@shimane-21.gr.jp
岡山県	703-8282	岡山市中区平井7-9-23	086-234-1093(直)	okanogyo@orange.ocn.ne.jp
広島県	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館2階	082-545-4146(直)	koyou@h-kaigi.jp
山口県	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102(直)	koyoshuno.yamaguchi@hyper.ocn.ne.jp
徳島県	770-0011	徳島市北佐古一番町5-12 徳島県JA会館8階	088-678-5611(直)	36koyoshuno@tokukaigi.or.jp
香川県	761-8078	高松市仏生山町甲263-1 3階	087-813-7751(直)	kk37006@kgwagri.or.jp
愛媛県	790-8502	松山市北持田町132番地　愛媛県中予地方局　2階	089-943-2800(直)	enk@themis.ocn.ne.jp
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555(直)	39nounokoyou@nca.or.jp
福岡県	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-711-5070(直)	n9faca@bronze.ocn.ne.jp
佐賀県	849-0314	小城市芦刈町三王崎1522　芦刈保健福祉センター「ひまわり」内	0952-20-1810(直)	sanoukai@sanoukai.jp
長崎県	850-0035	長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階	095-822-9647(直)	nca05@bronze.ocn.ne.jp
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1　熊本県庁本館9階	096-384-3333(直)	43koyousyuunou@nca.or.jp
大分県	870-0044	大分市舞鶴町1-3-30 STビル701号	097-532-4385(直)	n-koyou@agri-oita.net
宮崎県	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211(直)	mnk32@miyazaki-nk.net
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-286-5815(直)	noukoyo46@po.minc.ne.jp
沖縄県	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027(直)	nougyou@opca.or.jp

※１兵庫県は兵庫県農業会議ではなく、（公社）ひょうご農林機構です。

※２鳥取県は鳥取県農業会議ではなく、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。

一般社団法人全国農業会議所（書類の申請については、所在地の都道府県農業会議等へお願いいたします）

〒102-0084　東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル　TEL：03-6265-6891　FAX：03-6265-6892

Ⅷ　採択後の助成金申請スケジュール

事業対象期間：2027 年２月１日～2031 年１月 31 日（最長４年）

2027年度	2027 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2028 1
提出期限	2027年8月31日(火)						2028年2月29日(火)					

2028年度	2028 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2029 1
提出期限	2028年8月31日(木)						2029年2月28日(水)					

2029年度	2029 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2030 1
提出期限	2029年8月31日(金)						2030年2月28日(木)					

2030年度	2030 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2031 1
提出期限	2030年8月31日(土)						2031年2月28日(金)					

※ 助成金申請スケジュールは変更になる可能性があります。
※ 事業実施期間が３ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。
※ 助成金申請書提出期限までに申請書が提出されない場合は採択取消となり、助成金の交付ができませんので、提出期限を厳守してください。
※ 助成金申請に必要な書類は、「雇用就農資金」ホームページ又は各都道府県農業会議等窓口で入手できます。

Ⅸ　事業申請書及び提出書類に関する注意事項

1　事業申請書（様式第２号）の「１　農業法人等の概要」の「労働環境整備」における提出書類について

（１）「労働環境整備」のうち、『④農業の「働き方改革」に資する施設の整備』で「既に取り組んでいる」を選択した場合には、該当施設の写真の提出が必須です。
（過去に本事業等を活用していて、農業会議等により施設を確認済みの場合は提出を省略できます。）

農業の「働き方改革」に資する施設とは以下の施設を指します。該当する施設のうち、１つ以上の施設について写真を提出してください。
（１）休憩所（２）更衣室（３）男女別トイレ（４）シャワー
（５）その他、全国農業会議所が認めるもの

各施設の整備基準

（１）休憩所
ア　屋内、屋外の独立した空間（プレハブ等）のどちらでも可。
イ　他の施設・設備と区分されており、屋根があるもの。
ウ　パーティション等により仕切られる等、
他の空間との仕切りが曖昧なものは不可。

（イメージ）

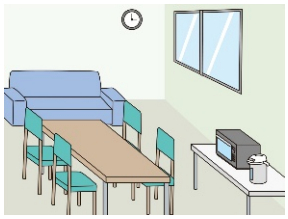

（２）更衣室
ア　更衣のために使用される専用の部屋であり、
他の施設・設備と区分されていること。
イ　個人用ロッカーを備えていること。
ウ　更衣のためのスペースが確保されていること。

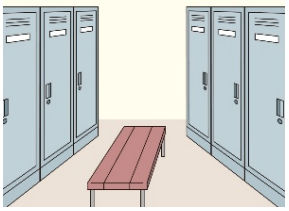

（３）男女別トイレ
ア　屋内、屋外のどちらに設置されていても可。
イ　「男女兼用」と「女性専用」の組み合わせは可。

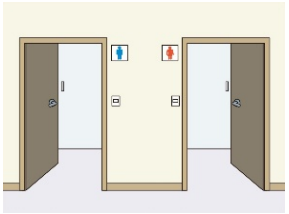

（４）シャワー
ア　シャワー利用のみに使用される専用の部屋であること。
イ　シャワー室と隣接した脱衣場を備えていること。

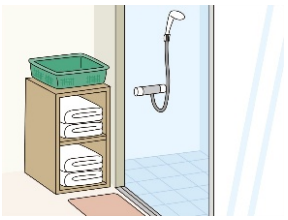

（２）「労働環境整備」のうち「⑤次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けている」又は「⑥女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けている」で「既に取り組んでいる」を選択した場合は、該当する認定証の写し（写真でも可）の提出が必須です。
（過去に本事業を活用していて提出済みの場合は、提出を省略できます。）

２　事業申請書（様式第２号）「８　研修計画」の記入について

- 研修を通じて習得を目指す技術等を具体的に記入してください。
- 研修期間を通じて、どのように段階的に技術習得を目指すか読み取れる内容としてください。従事させる作業が前年と同じ場合には、どの程度の習熟度（一人で作業できる、他の従業員への指導等）を目指すか分かるように記入してください。各年の計画が全く同じ場合は、再提出を求めることがあります。
- 各年において、栽培管理技術又は家畜の飼養技術の研修を必須とします。なお、研修終了後に独立就農する場合は、研修期間中に経営ノウハウの技術も必須となります（例：波線部分）。
- 各年ごとに、従事させる作業等及び習得させる技術等について、それぞれ箇条書きで最低５項目以上記入してください。

（参考：農業法人等の要件ウ 一部抜粋）　研修はおおむね年間を通じて行うこととし、作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術は必須とする。また、支援終了後に独立することを前提とした法人等雇用就農者に対しては、これに加え経営ノウハウを身に付けるための研修の実施を必須とする。

研修１年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・トマト、ピーマン等の育苗作業	・農作物の播種、温度管理技術等
・トマト、ピーマン等の定植作業	・定植の施肥、マルチ張り技術等
・トマト、ピーマン等の整枝・誘引作業	・生育ステージに応じた整枝・誘引技術等
・トマト、ピーマン等の収穫作業	・選別、包装、出荷の技術等
・土づくり作業	・土壌消毒、施肥散布技術（一人で作業できる）

研修２年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・トマト、ピーマン等の施肥作業	・二毛作の定植準備技術
・トマト、ピーマン等の病害虫防除作業	・防除、葉面散布の実践技術等
・トマト、ピーマン等の除草作業	・農作業機械操縦技術等
・土づくり作業	・土壌消毒、施肥散布技術、他従業員への指導
・農業簿記	・農業簿記の仕組みの理解等

研修３年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・気温変化に伴う管理作業	・低温時の作物管理技術等
・トマト、ピーマン等の残さ処理作業	・マルチ等資材の撤去方法、残さの処理方法等
・トマト、ピーマン等の温度・水管理	・養液の調合方法、水管理技術等
・トマト等の加工品の製造等	・収穫物の保存と加工技術等
・出荷数量や経費の取りまとめ作業等	・損益計算技術等

研修４年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
トマト収穫作業（責任者）	・選別、出荷等の管理、他従業員への指導
・定植指揮、段取りや人員管理技術等	・パートへの作業指示・指導技術等
・農業機械のメンテナンス	・農閑期のメンテナンス技術等
・次年度の作付け計画作成	・栽培品種の選定、消費者ニーズの理解等
・パート採用業務等	・繁忙期の人員管理技術

様式第１号

「雇用就農資金」申請書類一覧（チェックリスト）

農 業 法 人 等 名 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人等雇用就農者名 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□にチェック（✔）をつけ、提出漏れがないようにしてください。

【必ず提出する書類】

No	書類名	内容・注意点	✔欄
１	事業申請書	様式第２号 【記載事項】 １　農業法人等の概要 ２　定着率、補完雇用就農者の要件 ３　働き方改革実行計画 ４　反社会的勢力の排除に関する誓約 ５　個人情報の取扱いに関する同意 ６　法人等雇用就農者の概要 ７　雇用契約内容確認書 ８　研修計画	□
２	法人等雇用就農者の履歴書	参考様式① ※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、写真を添付すること	□

【同一年度内に本事業で提出しており、変更がない場合以外は提出が必要な書類】

No	書類名	内容・注意点	✔欄
３	「みどりチェック」 チェックシート	別紙① ※「農業経営体向け」または「畜産経営体向け」のいずれかのシートを、チェック漏れがないよう記入して提出。 なお、耕種・畜産の複合経営の場合、経営の中で主たる作目（売上等で判断）を基に、いずれかのチェックシートの提出とする	□

【過去に本事業等で提出しており、変更がない場合以外は、提出が必要な書類】

※　「本事業等」とは、雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業を指します。

※　複数名応募している場合は１部のみ提出ください。

No	書類名	内容・注意点	✔欄
４	研修指導者の履歴書	参考様式② ※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、写真を添付すること	□

		※複数の研修指導者を置く場合は、全員の履歴書を提出	

5	耕作証明書等の写し	・畜産やコントラクター等の農地を利用しない農業法人等で耕作証明書の交付を受けることができない場合は、農業経営改善計画認定書、出荷伝票、決算書等の農業を営む事業体であることを証する書類の写し提出 ・新規就農者を雇用して技術を習得させる機関の場合は、当該機関の定款、規約・設置要領等の写しを提出 ※提出は、①表紙、②就農希望者に対する研修の実施について明記している部分の写しのみで構いません	☐
6	就業規則の写し	常時10人以上の従業員がいる農業法人等の場合は必須 ※提出は、①表紙、②労働時間関連、③賃金関連、④退職関連、⑤育児・介護関連（ある場合のみ）が記入されているページの写しのみで構いません ※賃金、育児・介護規程等の別に定める規程がある場合は併せて提出	☐

【該当する場合のみ、提出が必要な書類】

No	書類名	内容・注意点	✔欄
7	農業の「働き方改革」に資する施設の整備の写真	様式２号−１　農業法人等の概要「労働環境整備」のうち、「④農業の「働き方改革」に資する施設の整備」で「既に取り組んでいる」を選択した場合は、該当施設の写真を提出（過去に提出済みの場合は原則不要）	☐
8	「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」の認定証	様式２号−１　農業法人等の概要「労働環境整備」のうち、「⑤次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けている」で「既に取り組んでいる」を選択した場合は、該当する認定証の写しを提出（過去に提出済みの場合は原則不要）	☐
9	「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」の認定証	様式２号−１　農業法人等の概要「労働環境整備」のうち、「⑥女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けている」で「既に取り組んでいる」を選択した場合は、該当する認定証の写しを提出（過去に提出済みの場合は原則不要）	☐
10	補完雇用就農者の履歴書	該当者がいる場合のみ提出（参考様式①） ※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、写真を添付してください	☐
11	過去の雇用契約書等の写し	正社員として雇用する以前に法人等雇用就農者と雇用関係がある場合のみ提出	☐
12	研修指導者が認定農業者であることを証する書類の写し	研修指導者の農業経験が５年未満の場合のみ提出 ※法人として認定農業者である場合は、代表者のみが研修指導者になれる	☐

13	トライアル雇用実施計画書等の写し	トライアル雇用制度等を活用している場合のみ提出	□
14	法人等雇用就農者以外の従業員の雇用契約書、雇用保険の加入を証明できる書類の写し	法人等雇用就農者が代表者の親族（３親等以内）である場合のみ提出	□
15	在留カードの写し	法人等雇用就農者又は補完雇用就農者が外国人の場合のみ提出	□
16	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し	法人等雇用就農者が障がい者の場合のみ提出	□
17	生活困窮者自立支援事業において作成された就労に向けた支援計画（プラン）の写し	法人等雇用就農者が生活困窮者の場合のみ提出	□
18	刑務所出所者等に係る確認書	法人等雇用就農者が刑務所出所者等（保護観察対象者又は更生緊急保護対象者）の場合のみ提出（参考様式③）	□
19	就業規則等の育児・介護短時間勤務規程部分の写し及び育児・介護短時間勤務の申出書・通知書の写し。従業員が10人未満で就業規則等に育児・介護短時間勤務規程を定めていない場合は、雇用契約書又は労働条件通知書の写し	育児・介護を理由に短時間勤務を実施しており、１週間の所定労働時間（年間を通じた平均）が原則35時間未満の場合のみ提出 ※雇用契約書又は労働条件通知書の写しの場合は、 ① フルタイム勤務の始業・終業時刻、休憩時間、休日 ② 育児・介護休業法と本人の申出に基づく短時間勤務の期間、始業・終業時刻、休憩時間、休日、賃金を明記していること	□